

第14回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年5月8日（木）

配布資料について

【事務局配布資料】

- ・資料1は、今後条文素案を作成していくにあたり、原案作成及び修正者の確認及び作業スケジュール等の案を示したもの。
- ・資料2は、これまでの経過を基に目的、定義、位置付け、基本理念、基本原則までを、正副座長によりたたき台を作成したもの。これを基に議論を進めていきたい。
- ・資料3は、前回の会議録概要。

【委員持参資料】

- ・笠原委員より、条例私案が提出されたが、議事の検討時に併せて見ていくこととする。
- ・矢祭町の自治基本条例。合併しない宣言をしている自治体だが、このようなシンプルな条例も存在するという事実と、自治区の自立性という面でこれくらいの気構えがひつようではないかという意味を含めて、参考として提示した。

前回（第13回）会議内容の確認

- ・前回は自治と自治区をテーマに協議した。
- ・自治という部分では、住民自治を行う手段として団体自治を考えながら条例素案を作成していく必要が確認された。
- ・自治区制度については、荒井委員から経緯等の説明を受けた。
- ・その他に、今後のスケジュールとして、9月中が当会議からの答申のリミットであるとのことで、そこに向けて作業を進めていくことを確認した。

今後の進め方について

〔中山座長〕

- ・今後、条例素案作成までの作業について、資料1に示しているスケジュールで進めていきたい。
- ・効率良く作業を進めるために、条文原案作成や修正を誰が行うか等について協議したい。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1の2ページ、原案（たたき台）の作成者について。具体的には、正副座長が作成、会議の全体協議で作成、各委員が作成したものを持ち寄る、委員数名により作成、事務局が作成、という5つの方法が考えられる。
- ・前文及び基本理念については、これまでの会議で、正副座長が預かり議論経過を踏まえて原案を作成するという事になっている。個別条項については、事務局作成とういうことが座長から提案されている。
- ・3ページでは、作成された原案を協議した後の修正を誰が担うかということで、原案作成と同様に5つのパターンを挙げている。
- ・前文、基本理念、個別条項それぞれに座長案を提示している。
- ・4ページでは、協議の流れを提案しているが、関連部分が出てきた際には戻りながら協議していく案が示されている。

〔中山座長〕

- ・ここまでの流れについて意見はないか。本日、笠原委員から私案が出されているが、これは修正段階で活用していきたいと思う。

〔杉本委員〕

- ・「誰が作るか」ではなく、「どのレベルまで作るか」が重要ではないか。この条例の性能・目標値を決めてから、それを誰がやるかというふうに決めた方が間違いないのでは。
- ・「誰が作るか」となると、作り手によって内容が変わってしまい、内容までも依存する格好になる。後で修正はするのだろうが、とりあえず作るというやり方は怖い。
- ・とりあえず作るとしても、この条例の目標値となるのは、「安心な暮らし、民意の反映、適正かどうか」の3点位になり、それを達成するための方法論は何かを考えてからではないか。

〔井上委員〕

- ・ここでいう作成者とは、まっさらな所からではなく、この会議での協議を踏まえ素案としてまとめる役割を指しているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・以前から危惧しているのは、たたき台を作ると先入観になって崩し難くなること。

〔逢坂副座長〕

- ・ここでは原案作成者と表現しているが、あくまでも会議での議論を踏まえた整理を行いながら少しずつ目標に向けて作り上げていくというプロセスのつもり。

〔杉本委員〕

- ・原案作成の際には、目標値を共通に認識した上で誰かが作成することにしないと、修正作業が多くなる可能性がある。

〔事務局～企画課長〕

- ・今回提示している基本理念等の正副座長案は、これはこれまでの議論経過を議事録等で振り返りながら作成しているものと考えている。
- ・個別条項（条文）については未だ何も検討されていないが、この段階で事務局が一方的に原案を作成して提示するという事ではない。資料1の5ページで協議の流れを提案

しているが、ここで説明しているのは、今までと同様の議論をして一定程度の結論が纏まった時点でその部分の原案を事務局が作成・提示するということである。

〔笠原委員〕

- ・この会議は、委員全員がこの課題に対して議論して、理解・認識して、条例を作り上げていくというプロセスが大切であるという考えから、最初に原案の提示がない形式でやってきた。座長は会議で出された意見をまとめる役割である。
- ・誰かが作ったものに対して、賛否の意見を述べて修正して可決するのであれば、こうした会議経過は辿っていない。委員個々が理解した上で他に説明できるような形までにしなければならず、これまでの意見を正副座長と事務局が取りまとめるということであって、座長が原案を作成するというのではない。

〔中山座長〕

- ・基本理念等については、これまでの議論で理想像はできあがっていると認識していて、その結果を取りまとめて形にしたと考えてもらいたい。この会議の議論が基本となることは間違いない。

〔笠原委員〕

- ・前回（第13回）資料1の全体構成イメージ表があるが、この内容についても議論する場面が必要。

〔杉本委員〕

- ・今回の資料1の4ページの「協議の流れ」で条例名称は最後に決めることになっているが、条例の内容（議会に触れるのか等）によって名称も違ってくる。名称は最後に決めるものなのか。

〔逢坂副座長〕

- ・条例の内容も議論によって変わってくる、内容によって名称も変わるので、名称は最終段階で決定するのではないか。

〔杉本委員〕

- ・議論内容によって出来栄が違うから名称も変わるということか。自治基本条例なら自治に関して網羅する、まちづくり条例なら議会などのハードな面には触れないなど、作る目標がないと進めないのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・目標や品質などは、理念や原則を検討する時点で議論してはどうか。

〔笠原委員〕

- ・手順の部分で考えると現実には（資料1の2P）
の流ではないか。今の話だと腹案を持っているように受け取れる。腹案があるのであれば先に提示して議論した方が早い。

〔逢坂副座長〕

- ・そういったものはない。今回提示しているもの（基本理念等）も、これまでの議論経過を踏まえまとめたものである。

〔井上委員〕

- ・ここでは、ざっくりとしたプロセスを示して、見直し時に条例名や表現など整合性を見

ながら決定していくということで、そこに我々の責任があるのではないか。目標なども決まり、これまでの議論の積み重ねをまとめて最終的に見直すというプロセスが示されていると解釈できないか。

〔杉本委員〕

- ・そんな曖昧な感じで良いのか。

〔中山座長〕

- ・前文の作成を後にしているのは、全体の構成が見えない中では作成できなく、固定観念を持たないようにするためということを確認している。それと同じで条例名も先に決めてしまうとイメージが固定されてしまうことが危惧される。
- ・現時点で目標も理想像もできていると感じている。

〔笠原委員〕

- ・資料2を見ると、基本原則の部分で「対等・相互理解の原則」や「自主性尊重の原則」など見たことがない表現があるが、誰が作ったのか。前回までの協議では原則に関しては「自治区、情報共有、参加・参画」であったはず。

〔逢坂副座長〕

- ・項目的にはそうだが、これまでの経過を議事録から拾い、ひとつのまとめとしたもの。

〔笠原委員〕

- ・これまでの経過を踏まえてのはずなのに、話してきたものと違うことが書かれているということは、今後の進めに問題があるのではないか。誰が作ったのか。

〔荒井委員〕

- ・進め方の考えに相違が生じているが、今後のスケジュールを念頭に置いて考えていかなければならない。今の意見も理解できるが、目標を決めて会議で検討して正副座長がまとめるということはできていて、今回もこれまでの経過を踏まえた案が示されているものと認識している。進め方も座長案に異議がない。

〔中山委員〕

- ・資料2に対する指摘に対して、「対等・相互理解」というのも、お互いに助け合うという協議内容から出てきているものである。

〔笠原委員〕

- ・拡大解釈していけばそういうことかもしれないが、以前の検討シートにも含まれていないことが出てくるのは理解できない。私案を提示したが、そのような腹案があって全部出されるのであれば分かるが、小出しにされて話していこうと言われても全体像が見えてこない。

〔荒井委員〕

- ・言っている内容に理解し難い部分がある。座長案の表現内容について指摘しているが、その一方で私案を出されていることに疑問を持つ。これに誘導されることも懸念される。少し自重してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・もっと前に出そうともしたが、条例を作り上げるのに全員が当事者の意識を持って関わっていくものが良かった方が良くないか、今後個別の話に入ることや、座長案も示された

ので出した。ただ、自分の主張だけではなく、他の委員の意見等を自分なりに整理して作り上げたもの。

- ・時間節約の面からも、各々が持ち寄って、共通項をピックアップして構成していった方が早いのではないかと思う。今回も座長案として全体像を出してもらった方が早かった。

〔中山座長〕

- ・進め方の議事に戻したい。今の話は理念原則の原案修正段階で話したい。

〔笠原委員〕

- ・今は段階として原案作成の話なのに、原案修正と言われても話の意味が理解できない。

〔中山座長〕

- ・再度確認したい。前文と基本理念については、座長預かりとして後に提示することが以前の会議で確認されている。原案として出して修正するという作業になる。
- ・個別項目の部分は、未だ協議していないので、これまで通り会議で協議した内容をまとめてから、たたき台を作成していく形になる。

〔杉本委員〕

- ・個別項目の作成者が「事務局」となっているが、以前の条文項目検討シートなどで触れた部分が全部網羅されて出てくるのか。このままでいくと事務局側に用意させることになるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・個別協議の流れを例示しているが、 のように何も議論せずに事務局が原案を提示して修正するという方法はまずい。また、 のように全ての個別項目の協議が終わるまで形を作らないのも全体像が見えてこない。個別項目を幾つかに分けて協議して、まとめながら進めていくという の方法を座長提案としている。必要な個別項目も議論していないので、そこから始まる。

〔杉本委員〕

- ・この項目がどのようなになるのか、北見市独自の状況が多い中、それを誰かに任せて良いものか、取りこぼしがなく網羅できるのかが心配。
- ・住民自治という新しい部分について、総務省などはどの程度のキャパシティを想定しているのか。これまでは、町内会などを動かすだけの話で、実際には、今はない住民意見を反映するシステムをどのように定義するのかということだと思う。今までの項目で拾っていくと漏れてしまう。
- ・官治の部分では、住民自治に関してどの程度できると考えているのか分からない。
- ・住民自治といえば聞こえは良く、これまで「協働」「共働」くらいだけを定義して、具体例が町内会の生活権を守ることだけだったりするが、そうではない。
- ・その辺が、どこの条例からも見えてこない。役所としてどう考えているのか。車の両輪と例えても、意見を吸い上げ反映するシステムがない。

〔荒井委員〕

- ・合併により広範囲になって住民意見を吸い上げる意識が手薄になっているが、その役割を担うのはまち協しかない。その機能を充実させる取り組みを個別項目で話し合っていくことを事務局は言っているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治に関して具体例がないまま入ってしまうと、これまでの制度を踏襲することになってしまう。北見には自治区設置など特殊要因があって、しかも北見自治区はバランスが悪い。まち協も組織の成り立ちとしては市長が任命していて、民意とは少し違う。バランスが悪い中で住民自治をやらなければならない現状を念頭に組み組まないといけない。

〔中山座長〕

- ・その部分は個別項目で改めて協議したい。進め方としては、個別項目についても会議での意見をまとめたものを提示して修正を行っていくというの方法でいきたい。
- ・8ページに全体スケジュール案を掲載している。9月答申を目指すにはかなりタイトなものになるが、具体的日程についてはその都度協議する。

【進め方の再確認】資料1 2P～5P

- ・原案作成 = 前文 基本理念 個別条項
- ・原案修正 = 前文 基本理念 個別条項
- ・基本的流れ
- ・個別項目の流れ

基本確認事項

- ・全ての作業において、全体会議での議論を踏まえてから着手する。
- ・決定した条項は、順次掲示（カード形式？）して確認できるようにする。

条文検討について

〔中山座長〕

- ・資料2に沿って、理念・原則等の項目についての検討を行う。
- ・3Pに項目を仮題として挙げている。項目については既に指摘も受けているが、資料の内容を検討、修正しながら進めていきたい。

～前文について～（資料4P）

- ・これまでの会議で「共に考え、行動し、創りあげ、生きていく」といったキーワードが出されており、これを踏まえて後に前文を作成していくこととする。

～文章の語尾表現について～（資料4P）

- ・これまでの協議の中で、市民に分かりやすい柔らかい言葉で書きたいとのことだったので、「である」調ではなく「です・ます」調で書いていく。

～ 条文の検討～（資料5 P～）

目 的

〔事務局～企画課長〕

- ・章立てやタイトルを含めて、たたき台として書いているもので、今後の議論で変更されていくものとする。条文は数行であるが、これまでの議論の想いを解説文で表している。

〔笠原委員〕

- ・前文にどのようなことが盛り込まれるかによって、目的に書く内容も変わってくると思う。「地域福祉の実現」や「安心・安全」などをどちらに明記するのか、前文ができていない中では何とも言えない。

〔杉本委員〕

- ・前文というのは、総じて条例をつくる想いを書くものだろうから、それがあつて前提に見て考えれば良い。

〔井上委員〕

- ・前文のキーワードは以前の会議である程度出されているが、「市民主体、安全・安心」など盛り込まれていて、位置付けなども網羅されていると思う。

〔中山座長〕

- ・「地域福祉」という言葉が出たが、キーワードとしては「安心・安全、住みやすい」というものに含まれているのではないかと。

〔笠原委員〕

- ・含んでいるなら良いが、北見では既に地域福祉計画や市民協働推進指針などで「福祉」という言葉が出ており、今後の地域活動の重要な要素となるので載せるべきではないかと。
- ・条文に「本市」とあるが、条文の表現はどこの市町村にもあてはまる内容で、少しでも新北見市らしさを出していければ良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「地域福祉」は重要な部分だと思うが、他の項目との関連を考えると目的で取り上げるよりも個別項目で検討するものではないかと。

〔笠原委員〕

- ・この条文でいくと自治基本条例の色合いが強い。それによって個別条項をどの範囲まで限定するのかということにも関わる。前文との関係もあるが、もう少し具体性があつた方が北見らしさを現せるのでは。
- ・具体的中身として福祉や教育や子育てという部分は、自治基本条例でもまちづくり条例でも外せない項目である。

〔杉本委員〕

- ・福祉などの個別のことは、各論で考えることではないかと。
- ・条例制定後に環境の変化で修正が必要となつた場合でも、条文にある「市民自治による自立した地域社会を築き」という部分は外せない。民意が通つていること、市政運営に不都合が生じても民意を反映して修正できるということを目的とする条例であるべき。
- ・その時に「市民自治による自立した地域社会」とは何かということになる。市民自治に

関して行政はどこまでできるのか、政策を変える場合には議会の通過ということがあるが、市民自治を実現するための方法論をぶら下げなければいけない。その辺を行政側で調べて欲しい。

〔笠原委員〕

- ・市民自治の運営原則としては、市民参画、情報共有、きょう働などがあって、さらに住民投票やオンブズマン制度などを個別項目としてやっていくことでは。

〔杉本委員〕

- ・そういったものはあるが、それを統合するものはない。合併前の北見市議会での質問に対する答弁で「市民会議の設置」ということを言っている。

〔笠原委員〕

- ・前文や目的を作ったときに、それを実現するためには財政や自治区など多くの課題があり、この条例でその課題の解決策をどれだけ明記できるかということが条例の位置づけになる。

〔中山座長〕

- ・目的で「まちの色」を出すのは難しいことだと思う。ここに書いている内容も委員の意見を反映して、漏れはないと思うが。

〔杉本委員〕

- ・文中の「本市」は「北見市」にしてはどうか。

〔井上委員〕

- ・おそらく前文で「北見市」という表現が出ることを想定して、繰り返しとならないよう次からは「本市」とする意図ではないか。

【ここでのまとめ】

- ・「市民自治による自立した地域社会」の考えを念頭に今後の検討を進める。
- ・目的は、現段階では大きな修正点はないが、今後の検討（前文作成段階）で再度見直しを行うこととする。

用語の定義

〔中山座長〕

- ・定義については、以前の会議で「市、市政」など議論をしたが、資料のようにまとめた。

〔事務局〕

- ・特にないが、笠原委員から出された私案と比較すると何点かの相違がある。笠原委員私案では「参加・参画」「きょう働」を定義付けして条文で使うこととされているが、正副座長を含めて作成した資料では明記しておらず、条文においても言葉として使わない形としている。
- ・この部分については、どこまで定義するのかということを含め、検討願いたい。

〔笠原委員〕

- ・私案では定義に掲げているが、これまでの経過から考えると使わざるを得ないというだけで、個人的にはややこしいと思っている。「きょう働」に関しては相当の時間を費やし

て議論してきている。定義しない言葉を使うと、さらに曖昧になるおそれがある。今までの議論の流れからいくと、こういった用語が出てくるのではないか。(私案)

〔水口委員〕

- ・「きょう働」についてあれだけ論議した中で、前文の意思の部分で書かれているが、言葉としてどこにも出ていないことが非常に疑問。きちんと明記しなければならないほど大切な話をしてきた。何のために議論してきたのか。

〔杉本委員〕

- ・作為的に使わなかったと思える。
- ・市役所が考える「協働」はひとつの事業目的に対する契約形態である。それとは違うという一線を引いて書けば良いこと。役所内に専門部署があるから混乱するなどの疑念があっても、今ここで整理しないといけない。
- ・「市民協働推進指針」での定義も神原教授が言っていた怪しげな「協働」と変わらない。ここで定義しないと何のための条例か分からない。
- ・市役所の下請けで市民組織が動くような「協働」は、事業を動かすための雇用形態や契約形態であり、市民自治の前提に出る「共働」とは違う。
- ・前の「協働」に関しては、それほどの議論がなかったから今回のような考えが出なかつただけのこと。少しは前進した会議をやったという成果は書かなければいけない。

〔水口委員〕

- ・我々が論議したことが書かれていないのではないか。「共働」はもちろん、議論の中で大事にすべき点は明記しないと全く意味がない。
- ・これまでの議論経過を踏まえた内容でないとは言わないが、我々の想いはしっかりと書かれるべきである。

〔井上委員〕

- ・総合計画等で既に「協働」が使われている中、最高規範となる条例で「共働」使うことは非常に難しいのではないかと思う。検討段階で、敢えて使わずに「共に～」という表現をして、下ろされていく条例や計画で「共」や「協」を使っていくこととしたものと個人的には感じているがどうか。

〔中山座長〕

- ・言われるとおり、整合性の部分が引っ掛った所で、既に動いているものを否定する内容にはできないことと、条例の骨となる部分に造語を定義して使うことに抵抗があり、「共働」の表現を回避したことが理由。

〔井上委員〕

- ・決して、話し合ったことを無駄にしたのではなく、話し合ったからこそ敢えて最高条例には表記しなかったと理解できないだろうか。

〔杉本委員〕

- ・「協働」と「共働」は明らかに内容が違う。その違いをしっかりと定義すれば良いこと。

〔井上委員〕

- ・ひとつの市の中で、同じ「きょうどう」という言葉の定義を分けるよりも、その言葉を使わずに伝える文章とした方が良いのでは。

〔杉本委員〕

- ・それはイメージのことで、そうすると逆に混同する。条例は、間違いがないようにする決め事なので、曖昧にする性格ではない。

〔井上委員〕

- ・であれば、敢えて曖昧にする言葉（同音異義語）を入れるべきではないのではないか。今まで定義していた他との関わりはどうなるのか。

〔杉本委員〕

- ・「共働」と「協働」に矛盾はない。総合計画などが定義するものは民間の下請けなどの話で、住民同士が助け合いながら働くという精神のものではない。そこをきちんと定義をしたら問題がない。
- ・タウンネットワーク懇話会の協働の体系でも、市政の事業の一部を住民が担いましょうというスタンスで、それを請け負うのは市民団体などの組織である。ひとつの仕事をやるという目的のための働きである。
- ・我々が言っているのは、いろいろな部分で困ったら自ら共に働こうという精神である。
- ・目的型の働きと、日常から共有して共に生きていくという働きは、全く性格が違うもので、それをしっかりと謳えば、進めてきている市の政策にも何の矛盾もない。

〔井上委員〕

- ・これまでの市の「協働」の定義の仕方（行革大綱、総合計画等）を見て、出された意見も分かるが、それらを踏まえた上で条例では使わないようにしているものと理解した。

〔笠原委員〕

- ・「どちらを使うか」という話は引きずってきたが、「使わない」という議論は全くない。
- ・今までの北見で使っているのは「協働」であることは十分自覚しながらも、新北見市としては、今までの流れだけでなく新奇性が必要で、意味から考えても違うと思う。
- ・行政主体から市民主体の視点に変えることによって、読む側も従来の「協働」ならば、すんなり理解されるかもしれないが、違う言葉を出すことで「何だろう」という意識になる。
- ・この条例が実際に実効されるのは5年後あたりと想定され、時代を先取りする形での用語の定義が必要ではないか。

〔杉本委員〕

- ・二つの「きょう働」を定義したら、何の問題もない。後に検討する条文の市民団体との関係などでは「協働」は使わざるを得ないので、しっかりと使い分けをしたら良い。

〔笠原委員〕

- ・二つ定義することは、混乱するのでは。

〔中山座長〕

- ・総合計画構想案の「協働」の定義には若干の問題はあると思うが、想いとしては「共働」を含んでいる。

〔杉本委員〕

- ・豊田市は「共働」の中に「協働」を含んでいる形になっているが、そのように解説で説明したら良いことだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今回の資料の内容を整理した経緯を話したい。従来の流れを尊重することなく独自路線で決めていくという意見もあるが、やはり従来の流れも尊重せざるを得ないという考えもあって「共働」の表記はしていないが、「共に」の意味を込めたフレーズは散りばめているつもりである。
- ・「協働」は各論を検討する段階で考えなければならないこととして出てくると思う。
- ・こうしたことから、いずれの「きょう働」も使わずに作成した。

〔杉本委員〕

- ・それはまずいと思う。この会議では、市民自治実現には意識高揚を図ることが必要だということで「共働」を選択したのだから、従来のもものと混同するという理由で使わないというのは、まちづくりの条例の精神としてダメではないか。
- ・条例の目的は市民のモチベーションを上げて市民自治を実現するというので、そのためのキーワードを考えてきている。それを既存路線に遠慮する姿勢では目的を逸する。

〔荒井委員〕

- ・これまで会議でかなりの議論をした結果、「共働」を使うという結論になったはず。異論がある委員もいるかと思うが、定義付けて使うことは当然のことと考える。

〔三原委員〕

- ・行政側としては、両方の「きょう働」を色分けして表記するのは難しいのではないか。
- ・総合計画でもまち協答申でも「協働」であり、皆の理解を得られるのかという気もしており、提示内容を読んだ時も、それらを勘案したものと解釈していた。
- ・この会議での議論経過も分かるが、正副座長や事務局も苦慮した結果だと感じた。

〔合田委員〕

- ・市民主体の立場になる面では、今までと違うという意識が大切で、「共働」はキーワードになると思うので、しっかりと定義すべき。

〔杉本委員〕

- ・他での使われ方と混同しないように、きちんと二つを定義すれば良いだけではないか。それを何故一本にしようとするのか。事業を遂行するための協働と地域社会で共に生きてこうとする精神の表れの共働とを合わせる必要も選ぶ必要もない。用途が違う。

〔逢坂副座長〕

- ・確かに中身が違うので使い分ける考え方も分かるが、同じ言葉で2通りの表記をすることに市民の理解をどれだけ得ることができるのか。この委員は理解も使い分けもできるが、市民側で分かり易くという点では引っ掛るところである。

〔杉本委員〕

- ・しっかりと定義したら、市民だって理解できないということはない。

〔井上委員〕

- ・市民の側では、言葉よりも基本理念にあるように「共通の目的を実現するために～共に市民自治による」ということであって、定義することで逆に自由度が低くなり、不変的で一貫性があるものと考えれば、2つを並立するより言葉として意図が伝わった方が馴染み良いのではないか。

〔水口委員〕

- ・この市民検討会議で論議して方向が定まったものを否定するような、決まったものが出てこないとなると、論議自体が何なのか分からなくなる。
- ・ある程度見えた方向性は使っていないと検討会議の意味が無くなる。座長提案は尊重したいが、全体で出した結論を明示しないと、今後の審議ができない。
- ・全体で出した方向性には多少の異論があっても従うが、このまとめ方は間違っている。
- ・ここを出した考えに対して議会や市民フォーラムで叩いて修正されても構わないが、今の段階では検討結果に従って書くべきである。

〔中山座長〕

- ・少し正副座長で協議する時間をとりたいので、休憩を挟みたい。

〔 休 憩 〕

〔中山座長〕

- ・これまでかなり議論してきたつもりだが、「協働」と「共働」の定義の違いを改めて確認する作業をしたい。
- ・その上で明らかな違いが見出せれば、しっかりとした定義付けをしたいがどうか。

〔水口委員〕

- ・それは過去にやっている。何故、再度やらなければならないのか。
- ・この先の審議に関わること。このことができないなら今後の審議はできない。
- ・我々の意図が汲まれていない原案が出されるなら信用できない。
- ・これまで3回以上協議してきたことを、何故、再度やらなければいけないのか。
- ・このことがきちんと整理されないなら、この会議は解散するべきである。

〔井上委員〕

- ・協議したことが資料の中で文言として出ていないから整理するというではないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・「きょう働」を使うのであれば定義が必要であることは確認されている。笠原委員から出された私案にある「共働」の定義を議論の結果として押さえると、先に北見市が策定した「市民協働推進指針」での「協働」の定義との違い明確に文章化する作業が必要になる。

【笠原委員私案「共働」の定義】

市民及び市が、共通の目的（公益？）を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することという。

【協働推進指針「協働」の定義】

市民と行政が対等な立場でそれぞれの役割を自覚し、相互理解と自主的な行動に基づき連携し、地域の公共的な課題の解決を図ること。

〔笠原委員〕

- ・これからのまちづくりは市民一人からということで、豊田市では、行政単独でやる事業と私人同士の働きを括った「共働」という定義を解説でしているが、こうした現時点での最先端のものを集めて今後に活かしていければということで、切り貼りをしていけば良い。
- ・座長提案に「共働」が出てこないことが想定外だった。自分が作ったものは時間がない中で他所のものを自分なりに考えて打っただけで、文言を換えたり、前文や目的で市民が主体となるような流れにしたりしていけば良い。
- ・定義だけでなく全体構成の中で、市民自身が主体であることを表現していかなければならないと思う。ほかすわけではないが。

〔事務局～企画課長〕

- ・今まで使ってきた「協働」が行政の下請け的なイメージであることも理解する。ただ、今の使い方は「一緒に創りあげていこう」という意味であることを踏まえた上で、もし「共働」を使う場合は定義付けをしっかりとしなければ違いが説明できないので、整理が必要だということ。

〔水口委員〕

- ・「もし、使うなら」ではなく、使わなければいけない。論議したのだから。

〔杉本委員〕

- ・行政側の作文なので「協働」はいろいろなことを網羅しているが、やはり共通な課題解決に向けての事業を成し遂げる印象である。「共働」は精神論に及んでいる。住民側のモチベーションを上げることが条例の大原則。
- ・行政側で先に「協働」を使ってしまったから「共働」の定義をするのは難しい。
- ・資料3の3Pに「共働」は主体同士、「協働」はどちらかが客体になるとあるが、市民が主体なら行政は客体になる。客体が関与しながら自治をすることが「協働」だと自分で整理している。「共働」は、精神的に近所の人たちと共に生きていこうという主体同士のものと考えている。
- ・精神的な部分まで含むので、今ここで定義する言葉を出せと言われても詰まるが、精神論だけは全く違うといえる。

〔笠原委員〕

- ・例えば「市民と市」の部分で「市民同士及び市民と市が地域社会を実現するために」という感じになるか。
- ・今まで、市民同士ということが殆どなかったが、この条例の性格上「協働」だけでは括りきれない部分が出てくるからこそ、「共働」の方がアピールポイントにもなる。
- ・この条例全体の性格にも関わる話で、そこを今さらむしかえされても困る。

〔杉本委員〕

- ・行政側の「協働」には財源が伴う。「共働」は財源が伴わないものをも網羅する。協働推進課は金で市民を動かしているが、「共働」は違う。この会議ではそこまでグレードを上げている。そこを落としてはいけない。

〔中山座長〕

- ・精神論までを含むものが「共働」だということは、そうだと思う。
- ・話が戻って申し訳ないが、この部分を再度まとめ直して、次回は議論の続きをしたい。

〔笠原委員〕

- ・今の時点で決めないと決まらないのでは。
- ・資料2の7P下から8行目から公共について書いてあるが、市民は公共の担い手にしか位置付けられていない。これは今までの論議からいくと問題である。「共働」を使わないことでこうした表現になってしまう。さらに「なれますし」という表現は、随分と偉そうである。じゃあ、ならなくてもいいよという気持ちになる。
- ・精神論だけではなく方向性の問題で、誰が主体なのか。この考え方だと、依然として主体は変わらない状況で問題である。それくらいの重要なポイントだと思う。
- ・そこを次回までにと言われても、何故こういった逆提案になったのかが分からない。
- ・引き伸ばしてきた結果が今日の状態に至っている。このままでは進まなくなる。

〔中山座長〕

- ・このままでは今日も進めない。整合性をとるためにこのような形になってしまったが、そこを踏まえて次回まで整理させて欲しい。次回は何とか進めたい。

〔笠原委員〕

- ・今、座長から整合性の話があったが、条例の位置付けからいくと、他のものをこの条例に整合させなければいけない。逆である。

〔逢坂副座長〕

- ・確かに最高の位置付けとなる条例を議論しているが、時差があるので、ここだけが先行すると後になって行き詰ることも考えられる。現状を立脚した中で議論することも大切ではないか。

〔水口委員〕

- ・そうやってしまうと基本が崩れる。我々が最高規範を作り、他が準じてもらうということやってきた。その基本を崩して他を気にしながらでは審議ができなくなる。

〔杉本委員〕

- ・そのことは会議の設置時に確認したはず。総合計画などとの整合性をどうするか話したときに、この会議ではできる限りのことをやりましょうということだった。その路線を崩すなら、総合計画や市民協働の人に書いてもらえばいい程度のものになる。会議の意味がなくなってしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・実際問題として、来年4月施行のスケジュールで動いている。
- ・この後の市民フォーラムや議会で、この意見が否定される可能性もないわけではない。

〔荒井委員、笠原委員、水口委員〕

- ・何故そこまで抵抗するのか理解できない。この会議の存在が軽く見られている。これだけ時間掛けてきたことは何なのか。そういう考えなら出席しない。

〔笠原委員〕

- ・腹案があるなら先に出してもらいたい。私案についても皆のものにしたいという意味も

あって出した。こうやって出していかないと、わけが分からないうちに進められてしまう。それが一番問題だ。

〔中山座長〕

- ・「共働」の定義は分かったつもりだが、「協働」との違いをもう少し明らかにしたいので、豊田市の「共働」の考え方などを参考に整理して改めて協議させてもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・今回の案の作成の意図もあったようだから、今すぐ方向性を整理しろといっても無理だと思うので、そこはしっかりとやってもらうしかない。

〔笠原委員〕

- ・用語は採択されるという前提で望んで良いか。

〔中山座長〕

- ・そのつもりである。

〔杉本委員〕

- ・先ほど「誰が書くか」という話があったが、たたき台であっても作る側は非常に大変だと思う。座長権限で誰かに協力要請をしても不思議ではない。座長一人で抱えることはない。

次回の会議について

- ・次回は、5月22日か23日の開催を考えているが、今時点での都合を確認したい。
- ・22日の方向で進め、改めて開催案内をする。
- ・委員個々の都合もあるだろうが、出席者が少なく偏ってきている傾向なので、多くの委員が出席できるよう事務局で努力して欲しい。